



2026年1月9日

各 位

会社名 株式会社ヨンドシーホールディングス
代表者 代表取締役社長 増田英紀
(コード番号 8008 東証プライム市場)

問合せ先 常務取締役常務執行役員 西村政彦
財務担当
(TEL. 03-5719-3295)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2026年1月9日開催の取締役会において、2026年2月末日を基準日とした株主優待の具体的な内容につきまして、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝し、株主優待制度を実施しております。この度、株主の皆様に株主優待制度を通して、当社商品及び当社事業へのご理解をより一層深めていただくこと、また、当社株式を中長期にわたり継続的に保有していただくことを目的として、株主優待制度を一部変更することにいたしました。

詳細につきましては、次頁「2. 変更の内容」を参照ください。

2. 変更の内容

(1) 保有株式数枠の変更

より多くの株主の皆様に充実した株主優待制度をご利用いただけるよう、従来の保有株式数区分「500 株以上～1,000 株未満」の株主様は、「1,000 株以上～3,000 株未満」の優待内容と同等に引き上げることにいたします。

①現行の株主優待の内容

保有株数 (基準日時点)	継続保有期間	優待内容
100 株以上～500 株未満	-	① 株主ご優待券 (2,000 円分) ② 4°Cオリジナル QUO カード (500 円分) ③ 日本水フォーラムへの寄付 (1,000 円分)
500 株以上～1,000 株未満	-	① 株主ご優待券 (5,000 円分) ② Canal 4°Cジュエリー ③ 日本水フォーラムへの寄付 (3,000 円分)
1,000 株以上～3,000 株未満	-	① 株主ご優待券 (8,000 円分) ② Canal 4°Cジュエリー ③ 日本水フォーラムへの寄付 (5,000 円分)
3,000 株以上～5,000 株未満	-	① 株主ご優待券 (12,000 円分) ② 4°Cジュエリー ③ 日本水フォーラムへの寄付 (8,000 円分)
5,000 株以上	-	① 株主ご優待券 (15,000 円分) ② 4°Cジュエリー ③ 日本水フォーラムへの寄付 (10,000 円分)

②変更後の株主優待の内容（変更箇所は下線）

保有株数 (基準日時点)	継続保有期間	優待内容
100 株以上～500 株未満	<u>1年以上</u>	① 株主ご優待券 (2,000 円分) ② 4°Cオリジナル QUO カード (500 円分) ③ 日本水フォーラムへの寄付 (1,000 円分)
500 株以上～3,000 株未満	<u>1年以上</u>	① 株主ご優待券 (8,000 円分) ② Canal 4°Cジュエリー ③ 日本水フォーラムへの寄付 (5,000 円分)
3,000 株以上～5,000 株未満	<u>1年以上</u>	① 株主ご優待券 (12,000 円分) ② 4°Cジュエリー ③ 日本水フォーラムへの寄付 (8,000 円分)
5,000 株以上	<u>1年以上</u>	① 株主ご優待券 (15,000 円分) ② 4°Cジュエリー ③ 日本水フォーラムへの寄付 (10,000 円分)

※継続保有期間の詳細につきましては次頁「(2) 継続保有要件の追加」を参照ください。

※株主ご優待券は、当社グループが運営する店舗（一部除く）及びオンラインショップ（自社運営サイトのみ）でご利用可能です。

(2) 継続保有要件の追加

株主優待の対象となる株主様は、毎年2月末日の当社株主名簿に記載のある方となります。今回の継続保有要件を追加するにあたり、毎年2月末の基準日を基に作成する当社株主名簿に100株以上保有の株主として記載され、基準日からの保有期間が継続して1年以上の株主様を対象といたします。継続して1年以上の保有とは、2月末、8月末の当社株主名簿に、同一の株主番号で最低3回以上連続して100株以上の保有が記載または記録されていることを指します。なお、基準日とは、毎年2月末日の株主名簿に株主として記載される日のことです。

制度変更の初回となる2026年2月末日を基準日とした株主優待は、経過措置を設けております。詳細は下記「(3) 制度変更の適用時期」を参照ください。

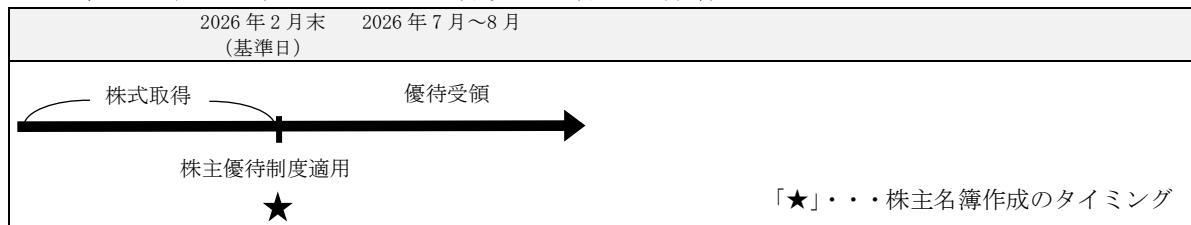
(3) 制度変更の適用時期

2026年2月末日を基準日とする株主優待制度より変更後の新制度を適用いたします。
※継続保有期間の経過措置について

経過措置として、2026年2月末日基準の株主優待に限り、継続保有期間が1年未満の株主様につきましても、新制度の優待内容を適用いたします。2027年2月末日基準の株主優待(次々回)より、継続保有要件を適用いたします。

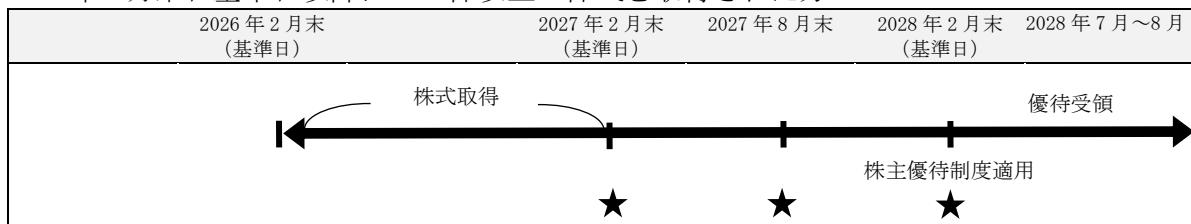
【経過措置】

2026年2月末日基準日までに100株以上の株式を保有されている方



【経過処置終了後】

2026年2月末日基準日以降に100株以上の株式を取得された方



「★」時点の当社株主名簿に同一株主番号かつ100株以上の保有株式数で、記載または記録されていることが株主優待対象の条件となります。

なお、株主還元については、配当含めて経営における最重要課題の一つと考えており、今後も安定且つ充実した株主還元の継続を目指して参ります。

今後とも、株主の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上